

## 工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行いました。

### 1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

### 2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	大成建設株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 相川 善郎
本店所在地	東京都新宿区西新宿 1-25-1
停止期間	1か月

### 3 入札参加停止の理由

大成建設株式会社が代表構成員を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）」にて発生した労働災害の事実を、下請会社が労働基準監督署に報告せず、大成建設株式会社社員もこれに関与した。

このことにより、大成建設株式会社社員は、令和6年3月19日に鯉沢区検察庁から労働安全衛生法違反により略式起訴され、同年3月26日に、鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

### 4 停止期間の始期及び終期

令和6年7月4日から令和6年8月3日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内